

2 生活環境整備の推進

施策項目

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

主要課題

① 障害者が外出しやすい環境づくり

- ア 障害者が安心して外出するためには、公共の建物の階段・段差、出入り口等の整備や、車いす使用者等対応トイレの充実等、福祉のまちづくりに対する継続的な取組が重要です。
- イ また、公共交通機関や公共の建物などで、分かりやすいマークや色を活用した表示などユニバーサルデザインの観点にも配慮しながら、総合的な福祉のまちづくりを検討する必要があります。
- ウ 障害者が外出しやすい環境づくりを実現するためには、公共施設のバリアフリー化や福祉のまちづくりに対する障害者からの意見等を十分に反映する必要があります。
- エ さらに、障害者が外出しやすい環境の実現のためには、行政の取組だけでは十分でなく、民間事業者等による取組も必要です。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 「福祉のまちづくりについて、広島市が重点的に進めていく必要があること」について、障害者の概ね4人に1人が「公共の建物の階段・段差、出入り口等を整備すること」と、また、概ね5人に1人が「車いす使用者等対応トイレを充実すること」と回答しています。
- 「福祉のまちづくりについて、広島市が重点的に進めていく必要があること」について、障害者の概ね6人に1人が「公共交通機関や公共の建物などで、分かりやすいマークや色を活用した表示（ユニバーサルデザイン）を充実すること」と回答しています。特に、発達障害者は概ね2人に1人、障害児は3人～4人に1人と、他の障害者に比べ回答割合が高くなっています。

② 公共施設の計画的な整備・改善

- ア 階段・段差、出入り口等の整備、車いす使用者等対応トイレの充実等、障害者が使いやすい公共施設を計画的に整備・改善することにより、障害者の利用を支援することが求められています。
- イ 特に、公共施設を整備する際には、設計段階から障害者の意見を十分聞くことが重要です。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 「福祉のまちづくりについて、広島市が重点的に進めていく必要があること」について、障害者の概ね4人に1人が「公共の建物の階段・段差、出入り口等を整備すること」と回答しています。

③ 民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導

- ア 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」と

2 生活環境整備の推進

施策項目

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

いう。）、同法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」^{*}（以下「基本方針」という。）、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、民間建築物や公共交通機関等の計画的な整備・改善の誘導に努める必要があります。

※ 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は利用上の利便性及び安全性を向上することの促進に関する基本方針

イ 低床車両の導入やJR駅へのエレベーター設置の促進など、交通弱者の安全性や快適性に配慮した公共交通機関・交通施設の整備・充実が望まれています。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 「福祉のまちづくりについて、広島市が重点的に進めていく必要があること」について、障害者の2～3人に1人が「乗り降りがしやすいバス・電車を増やすこと」と、3～4人に1人が「駅の階段・段差、改札口等を整備すること」と回答しています。

④ 安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備

ア 自転車や看板など通行の妨げになる物を整理・撤去することにより、安全で快適な歩行空間の確保が望まれています。

イ また、道路の段差解消、誘導ブロック等の整備等により、道路のバリアフリー化を推進することが重要です。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 「福祉のまちづくりについて、広島市が重点的に進めていく必要があること」について、障害者の3～4人に1人が「道路上にある自転車や看板など通行の妨げになる物を整理・撤去すること」と、4～5人に1人が「道路の段差解消、誘導ブロック等を整備すること」と回答しています。

施策の方向性

① 障害者が外出しやすい環境づくり

ア 市内施設のバリアフリーマップを本市ホームページ等で公開し、市民への情報提供に努めるとともに、その充実を図ります。

イ 公共施設や公共交通機関等へのユニバーサルデザインの導入促進に努めます。

ウ 公共施設のバリアフリー化や福祉のまちづくりに対する市民からの要望・意見を全庁的に共有するとともに、具体的な施策への反映等に努めます。

エ 民間事業者等が、市民等からの情報を参考に、自主的にバリアフリー化に取り組むことを

2 生活環境整備の推進

施策項目

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

促す仕組みについて検討するなど、民間事業者等による障害者の外出しやすい環境づくりを促進します。

② 公共施設の計画的な整備・改善

ア 公共施設の階段・段差、出入り口等の整備や車いす使用者等対応トイレを充実するなど本市公共施設の計画的な整備・改善に努めます。

イ 公共施設整備における設計段階からの障害者意見の聴取及び反映に努めます。

③ 民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導

ア バリアフリー法、同法に基づく基本方針、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導に努めます。

イ 低床車両の導入やJR駅へのエレベーター設置の促進など公共交通機関・交通施設の整備・充実を促進します。

④ 安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備

ア 歩道における歩行者と自転車の分離など、安全で快適な歩行空間の確保、歩行者優先の空間整備を推進します。

イ 歩道の幅や段差、勾配を改善するなど道路のバリアフリー化を推進します。

主な事業・取組

① 障害者が外出しやすい環境づくり

主な事業・取組	概要の説明
市内施設のバリアフリーマップの情報提供及び充実	市内中心部や広島駅周辺等の公共施設や民間施設におけるバリアフリー設備の整備状況についての情報を取りまとめ、マップ形式で本市ホームページで公開し、市民への情報提供を実施
福祉のまちづくりの要望等についての情報の活用	福祉のまちづくりに関する要望等を把握し、関係機関と連携して、隨時適切に対処し施策に反映
新民間事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについての検討	バリアフリー法の対象とならない小規模な事業所や施設等において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた自主的なバリアフリー化の取組が進められる仕組みについて検討

2 生活環境整備の推進

施策項目

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

主な事業・取組	概要の説明
福祉有償運送の促進	国、市、交通事業の関係者等が参画する広島市有償運送運営協議会における協議を通じて、NPO法人等非営利法人による福祉有償運送を促進し、障害者等の移動手段を確保
地域主体の乗合タクシー等導入・運行支援	地域が主体となって乗合タクシー等を導入・運行する場合、運行計画の策定などの支援を行うとともに、運行に係る経費等の一部を助成

② 公共施設の計画的な整備・改善

主な事業・取組	概要の説明
公共施設福祉環境整備事業	「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づき、本市における新規及び既存の公共建築物、公園等のバリアフリー化(スロープや車いすで利用できるトイレ等の設置ほか)、整備・改善(段差の解消、トイレの改修ほか)を推進
新 公共施設整備への設計段階からの障害者の参加	身体障害者等の利用が多い施設等において、その設計段階から障害者が参加し、身体障害者や高齢者などを含めた全ての市民が安全かつ快適に利用できるよう福祉環境整備を推進

③ 民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導

主な事業・取組	概要の説明
建築確認申請時の事前審査やバリアフリー法等による整備誘導	事前審査の適合率の向上に向けた誘導、「バリアフリー法」や「広島県福祉のまちづくり条例」の基準に基づく審査、認定等
新 民間事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについての検討【再掲】	バリアフリー法の対象とならない小規模な事業所や施設等において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた自主的なバリアフリー化の取組が進められる仕組みについて検討
交通施設バリアフリー化設備整備費補助	国等と協調して、利用者等一定の要件を満たす旅客施設のバリアフリー化設備整備に要する費用の一部を支援
低床路面電車車両購入費補助	国等と協調して、事業者による低床路面電車の購入費の一部を支援

2 生活環境整備の推進

施策項目

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

主な事業・取組	概要の説明
低床低公害バス車両購入費補助	国等と協調して、事業者による低床低公害バスの購入費の一部を支援

④ 安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備

主な事業・取組	概要の説明
道路・街路事業、福祉環境整備事業〔道路〕（歩道の拡幅・段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等）	歩道の新設、電線共同溝の整備、既設歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を実施
放置自転車等の撤去、駐輪指導等	主に繁華街やJR駅周辺等の放置規制区域内において放置自転車等の撤去や駐輪指導等を実施
自転車交通マナーアップキャンペーン	自転車利用の多い学校周辺や交差点等において、自転車利用者に対して、自転車の安全な利用を呼びかけるキャンペーンを実施

2 生活環境整備の推進

施策項目

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

主要課題

① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等

- ア 障害者が安心して暮らせるようにするために、障害の特性に配慮した住まいが必要であり、市営住宅についてもバリアフリー化されたものを整備することが求められています。
- イ また、グループホーム等へのニーズが高まっており、市営住宅の空き室の活用が求められています。
- ウ 加えて、障害者が市営住宅等へ優先して入居できる仕組みの充実が求められています。

【障害者福祉に関するアンケート調査】

- 「障害者の住まいを確保するために必要だと思うこと」について、障害者の3～4人に1人が「共同で生活し、必要な時にすぐ支援を受けることができる住まい（グループホーム等）を増やすこと」と回答しており、特に、知的障害者、発達障害者、障害児では回答割合が高くなっています。また、概ね4人に1人が「障害者が市営住宅等に優先して入居できる仕組みを充実すること」と回答しています。

② 住宅改善等の支援

- ア 障害者が安心して暮らせるようにするために、住宅のバリアフリー化やそのための支援の充実が重要です。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 「障害者の住まいを確保するために特に必要だと思うこと」について、障害者の概ね4人に1人が「建物（住まい）がバリアフリー化されている（バリアフリー化できる）こと」や「バリアフリーのための住宅改造等（リフォーム）の費用の補助があること」と回答しています。

③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実

- ア 障害者が安心して暮らせる住まいを確保するためには、住まいに関する相談や紹介を行う相談窓口の設置など、障害者の民間賃貸住宅等への入居等についての相談支援の充実等が求められます。
- イ 多くの障害者が既存の事業を利用できるよう、より一層周知を図るとともに、これまでのノウハウをいかして相談支援をより充実させることが重要です。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 「障害者の住まいを確保するために特に必要だと思うこと」について、障害者の概ね4人に1人が「住まいに関する相談や紹介を行う相談窓口を設けること」と、概ね4～5人に1人が「保証人がいなくても入居できるようにすること」と回答しています。

2 生活環境整備の推進

施策項目

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

④ グループホーム等の整備促進

ア 障害者が住み慣れた地域で自立して生活するためには、障害者の様々なニーズに対応し、必要な時にすぐ支援を受けることのできるグループホーム等を整備することが重要です。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 「障害者の住まいを確保するために特に必要だと思うこと」について、障害者の3～4人に1人が「共同で生活し、必要な時にすぐ支援を受けることができる住まい（グループホーム等）を増やすこと」と、概ね3人に1人が「個別で生活し、必要なときにすぐ支援を受けることができる住まいを増やすこと」と回答しています。

施策の方向性

① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等

ア 車いす常用者向けの住戸改善など障害の特性や障害者のニーズに配慮した市営住宅の整備や改善を行います。

イ 市営住宅の空き室をグループホーム等へ活用できるように努めます。

ウ 障害者の市営住宅等への入居を優遇する仕組みについて、引き続き適切な運用に努めます。

② 住宅改善等の支援

ア 住宅を障害者の生活や家族の介護に配慮したものに改造等を行う際の費用を補助するなどの支援に努めます。

③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実

ア 関係団体と連携し、民間賃貸住宅等への入居等についての相談支援の充実や相談窓口の拡大等に努めます。

イ 広島県あんしん賃貸支援事業の周知を図ります。

④ グループホーム等の整備促進

ア 市が保有する未利用地の貸付や市営住宅の空き室等の活用など、引き続きグループホーム等の整備促進に努めます。

2 生活環境整備の推進

施策項目

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

主な事業・取組

① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等

主な事業・取組	概要の説明
市営住宅の建替等整備事業におけるバリアフリー化、高齢者等対応改善事業	バリアフリー化に配慮して整備、既存住宅の改善等を実施
市営住宅の空き室のグループホーム等への活用	市営住宅の空き室のグループホーム等への活用の促進
市営住宅の入居に関する障害者の優遇措置	市営住宅の入居について、障害者の当選率を高めるよう優遇措置を実施

② 住宅改善等の支援

主な事業・取組	概要の説明
障害者住宅改造費補助	障害者対応の住宅改造に対する助成（上限80万円）を実施
障害者住宅整備資金貸付	障害者又は障害者と同居する親族に対し、障害者の専用居室等を増改築又は改造するなど、居住環境を改善するために必要な資金を貸付
住まいのアドバイザー派遣	市民が住宅のリフォームを行う際に、個々の居住ニーズや身体状況等に応じて、中立的な立場で助言を行う専門家（住まいのアドバイザー）を派遣
住宅の改造等に関する相談支援（地域リハビリテーション事業）	総合リハビリテーションセンター（身体障害者更生相談所）において、住宅の改造等に関する相談支援を実施

③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実

主な事業・取組	概要の説明
住宅相談事業	弁護士による住宅に関する法律相談、建築士による住宅リフォームや耐震化などに関する相談を実施
住宅の改造等に関する相談支援（地域リハビリテーション事業）【再掲】	総合リハビリテーションセンター（身体障害者更生相談所）において、住宅の改造等に関する相談支援を実施

2 生活環境整備の推進

施策項目

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

主な事業・取組	概要の説明
地域移行支援、地域定着支援	障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院しているなど地域生活に移行するために重点的な支援が必要な障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談（地域移行支援）を実施。一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援（地域定着支援）を実施

④ グループホーム等の整備促進

主な事業・取組	概要の説明
グループホーム等の開設等への支援	民間によるグループホーム等の開設等について、市有未利用地等の貸付けや国庫補助を利用した施設整備費に対する助成等を実施
市営住宅の空き室のグループホーム等への活用【再掲】	市営住宅の空き室のグループホーム等への活用の促進

2 生活環境整備の推進

施策項目

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

主要課題

① 地域ぐるみの防災・防犯体制等の整備

- ア 障害者を災害や犯罪から守るために、それぞれの障害の特性に配慮した支援体制を構築すること等により、未然の被害防止対策を充実することが重要です。
- イ このとき、障害の特性や障害者のニーズに応じた災害等の非常時の連絡通報や避難の体制を整備することが不可欠です。
- ウ このほか、緊急時に役立つ公的機関、医療機関、福祉サービス事業所など地域で活用できる社会的資源が表示された地域単位のマップの作成を求める声があります。

② 障害の特性に応じた災害時の支援とメンタルヘルス対策の充実

- ア 災害時のコミュニケーション手段の確保など、障害の特性に配慮した災害時支援体制の充実が求められています。
- イ 一般の避難場所とは別に、障害者が安心して過ごせる避難場所の確保が求められています。
- ウ 災害時における障害者支援は重要であり、改正された「障害者基本法」（平成23年8月施行）に新たに「防災及び防犯」に関する施策が規定されたことへの対応が求められます。

施策の方向性

① 地域ぐるみの防災・防犯体制等の整備

- ア 災害時に自力で避難することが困難な障害者等が、安全かつ確実に避難できるよう、地域における災害時要援護者の避難支援体制の整備を図るなど、引き続き防災・防犯等の対策に努めます。
- イ ICTの活用など、障害の特性や障害者のニーズに応じた防災情報の提供や非常時の連絡通報体制等の充実を図ります。

② 障害の特性に応じた災害時の支援とメンタルヘルス対策の充実

- ア 障害の特性に応じた災害時支援体制の充実に努めます。
- イ 障害者が安心して過ごせる避難場所の確保について検討します。
- ウ 車いす使用者等対応トイレやスロープ等の設置、専門的なケアなどの福祉的配慮が整った福祉避難所の指定を進めます。
- エ 災害時における障害者支援について検討を進めます。
- オ 「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）に対応し、「防災及び防犯」についての施策を推進します。

2 生活環境整備の推進

施策項目

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

主な事業・取組

① 地域ぐるみの防災・防犯体制等の整備

主な事業・取組	概要の説明
自主防災組織の育成指導	自主防災組織の設立及び連合化を促進。また、災害時における地域の防災行動力の向上を図るために、障害者等の視点を踏まえながら、各種訓練を実施するとともに、自主防災組織と社会福祉施設等（障害者施設を含む。）との協力体制が確立されるよう働きかけを実施
災害時要援護者避難支援事業	災害時に自力で避難することが困難な障害者等が、安心かつ確実に避難できるよう、地域において情報伝達、避難誘導等の避難支援を受けられる体制を整備
防災情報メール配信システム	避難勧告等の緊急かつ重要な防災情報や防犯情報等を、事前に登録している携帯電話等に電子メールで配信
聴覚障害者用災害避難情報ファクス送信事業	事前にファクス番号を登録している聴覚障害者に対して、災害時の避難情報を送信
重度身体障害者あんしん電話事業	緊急時にボタンを押すことにより、電話相談センター経由で消防局等に通報できる「あんしん電話」（胸にかけるペンダント型発信機等）を設置
聴覚障害者等 119 番通報手段の確保	ファクス、電子メールによる 119 番通報手段を確保
「減らそう犯罪」推進事業	防犯講習会や市政出前講座等による意識啓発、自主的な防犯活動の支援による地域の防犯活動の促進など、犯罪の起こらない安全なまちづくりに向けた取組を実施

② 障害の特性に応じた災害時の支援とメンタルヘルス対策の充実

主な事業・取組	概要の説明
災害ボランティアの円滑な活動のための環境整備	本市と民間ボランティア団体等で構成する広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の機能充実等
手話・要約筆記者派遣事業	消防隊の災害活動現場において、聴覚障害者等との円滑な意思疎通を確保

2 生活環境整備の推進

施策項目

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

主な事業・取組	概要の説明
① 福祉避難所の拡充	災害時に障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう、車いす使用者等対応トイレやスロープ等の設置、専門的なケアなど福祉的配慮が整った福祉避難所（災害時にあらかじめ「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結した施設に市が要請し、施設内に開設）を拡充
医療救護班の編成、必要な医薬品等の備蓄	広島市地域防災計画に基づき、災害時に迅速に対応できるよう準備
大規模災害時のメンタルヘルス対策	被災者等に対し精神保健福祉センター及び各区保健センターにおいて面接や電話によるメンタルヘルス相談を実施
② 障害者基本法改正に対応した取組の検討（防災及び防犯についての施策推進）	障害者基本法の改正（平成23年8月施行）で、新たに「防災及び防犯」について規定されたことを踏まえ、災害時に障害の特性に応じた対応ができるよう、障害者団体と連携して、マニュアル作成等を含めた災害時の障害者支援の在り方などの検討を行い、必要な取組を実施